

## 公開質問状に対するご回答

まず、令和2年第2回区議会定例会が6月24日まで開催され、ご回答が遅れましたことを、お詫び申し上げます。頂戴した公開質問状に対し、以下のとおり回答させていただきます。

Q1（表現の撤回について）及び Q3（自分と異なるイデオロギーを排除するような考えを改めよ）について、関連いたしますのでまとめてお答えいたします。

A: 私が、選挙公報及び選挙ポスターに表現した内容は、「公職選挙法」にも「目黒区議会議員選挙及び区長選挙における選挙公報発行条例」にも抵触するものではございません。選挙期間中も、今現在も、司法当局からの問い合わせも捜査も受けておりませんので、撤回はいたしません。

また、私は、区長選挙において、前述したとおり法や条例に抵触することなく、自らの政見を表明したもので、特定の候補者や団体に対し、差別と分断を煽ることを目的として表現したものではありません。選挙戦では、他の候補者も現職を批判する内容を掲げられておりましたが、それは、候補者個人の政見であり、選挙の戦い方ですので、私自身は、批判された内容と事実との差異を言及し、撤回を求めるようなことはいたしません。

Q2 「共産」の言説を改めよ

A: 私は、一候補者として、私が当選したあかつきには、広辞苑に記載のある

【共産】 資産 生産手段などを、その社会の構成員が共有すること 【共産主義】 私有財産制の否定と共有財産制の実現によって貧富の差をなくそうとする思想・運動 ー以下略ー
--

こうしたイデオロギーを反映した区政はしませんと表明したということです。

Q4 人権擁護の区政を進めることを要請する。

A: 私個人として、目黒区基本計画にある「人権と平和を尊重する」社会をつくることは、区政の基本理念の1つとして大変重要な施策であると考えております。今後、すべての人が人間として平等に大事にされる社会、何よりも、人権と平和を尊重する社会の構築を目指し努力してまいります。